

○:基本条例に規定する。  
△:基本条例以外で定める。

## 章別協議事項調査票の取りまとめ結果

H24.1.11

規定事項	全会派○	自由民主党静岡市議会議員団	新政会	公明党静岡市議会	共産党静岡市議会議員団	静友クラブ	虹と緑	市民自治福祉クラブ	清庵クラブ	市民クラブ
<b>第3章 市民と市議会に関する規定</b>										
本会議、委員会の公開	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
議会活動に関する資料の公開	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
議会活動に関する報告会開催					○		○	○		
市民等の参加による意見交換会開催 いづれかに○			○	○	○		○	△		
○出前委員会(地域において委員会を開催)(自民党)		○	○			○	○		△	
議案等に対する各議員の態度の公表 いづれかに○					○	○	△	△		
○議案等に対する会派ごとの賛否の公表(新政会、公明党)		○	△	○				○		
参考人、公聴会制度の活用	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
請願、陳情者からの意見聴取	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
広聴・広報機能の充実	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
○市民との連携(清庵ク)									○	
<b>第4章 市長等と市議会に関する規定</b>										
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
○審議に関する資料の要求(①②③をまとめて規定する。)(自民党)	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
①重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
②予算、決算に関する審議、資料の作成	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
③審議等に必要資料の提供	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
議決事件の拡大(別に定める)			○	○	○	○		○		
<b>第5章 議会運営に関する規定</b>										
一問一答方式 いづれかに○										
○一括答弁方式又は一問一答方式の選択制(新政、公明、共産、静友、市ク)			○	○	○	○	○	○		
○会議等における質疑(会議等におけるわかりやすい質疑応答)(自民党)		○							△	
首長その他の職員の反問権の付与(第4章から移動)					○	○	○	○		
首長その他の職員の趣旨の確認の付与(第4章から移動)			○	○	○					
議員相互間の自由討議中心の運営					○	△	○	○		
○正副議長の選出過程の透明化(新政会、公明党、共産党)			○	○	○	○	△			
委員会等の適切な運営(委員会の活動)	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
(委員会における)議員間の討議による合意形成				○	○	○	○			
○委員会での所管事項調査(共産党、虹と緑)					○		○	△		
○全会派一致制(共産党)					○					
○委員会委員以外による通告制質疑の実施(共産党)					○					
○議会の諮問審議機関の設置(虹と緑)							○			
<b>第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定</b>										
政策執行に関する監視、評価(第4章から移動)				○	○	○		○		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
積極的な議員提案	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
調査機関の設置(学識経験者等の活用として)			○	○	○	△	○			
議員研修会の充実			○		○	○	△			
議会広報の充実	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
事務局の機能強化	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
議会図書室の運営	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
○監視機能の強化、審議会等への議員の積極的な参加(新政会)			○		○	△			△	
○大規模災害時の議会・議員の対応(新政会)			○			△	△			
○政策機関の設置(清庵ク)									△	
○事務局調査法制部門の強化(新政会、共産党、虹と緑)			○		○		○	○		
○議会秘書係の設置(虹と緑)							○			
<b>第7章 雑則</b>										
政務調査費			○	○	○					
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*
条例の見直し		○	○	○	○		○	○		